

## 足利市大規模小売店舗立地法事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、足利市（以下「市」という。）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等に係る事務処理について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語については、法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

### (地域の基準等)

第3条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）に基づく地域の基準その他運用方針については、栃木県（以下「県」という。）が定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく地域の基準（平成28年3月16日付け経支第527号経営支援課長通知）、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく交通流動予測の動的手法（交通シミュレーション）の取扱いに係る運用方針（平成28年3月16日付け経支第528号経営支援課長通知）、大規模小売店舗の立地に伴う交通流動予測マニュアル（平成18年3月31日付け経支第589号経営支援課長通知）、改訂指針の内容と本県の対応方針（平成19年6月21日付け経営支援課長通知）、及び大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について（平成21年7月27日付け経支第221号経営支援課長通知）の例による。

### (計画書の提出)

第4条 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合、その届出前に、別記様式1又は2による計画書を作成し、必要な添付資料を付して市及び関係機関と協議しなければならない。

2 市は、前項の規定により計画書及び添付資料を受理したときは、別記様式3による市内関係各課の指導事項等及び別記様式4による県の指導事項等について、設置者に対応を求めるものとする。

3 市は、必要と認める場合には、市に隣接する市のうち、当該大規模小売店舗が立地又はその内容を変更することにより周辺地域の生活環境に与える影響が懸念される市（以下

「隣接市」という。) についても、第1項及び第2項の規定を適用するものとする。  
4 市は、隣接市が他県の市である場合には、当該隣接市が属する県の法主管課の意見を聴いた上で、前項の規定を適用するものとする。

(写しの提出)

第5条 次の各号に掲げる届出は、写し(添付しなければならない書類がある場合は、当該書類の写しを含む。以下同じ。)を別に定める部数添えてしなければならない。なお、前条第3項及び第4項に定める隣接市がある場合には、その隣接市数の2倍の部数を提出の部数に加えるものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第1項又は第2項の規定による届出
- (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
- (4) 法第9条第4項の規定による届出
- (5) 法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出

2 次の各号に掲げる届出は、写しを1部添えてしなければならない。なお、前条第3項及び第4項に定める隣接市がある場合には、その隣接市数の部数を提出の部数に加えるものとする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出

(県への送付)

第6条 市は、次の各号に掲げる届出等については、その写しを県へ速やかに送付するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
  - (2) 法第6条第1項、第2項又は第5項の規定による届出
  - (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
  - (4) 法第9条第4項の規定による届出
  - (5) 法第11条第3項の規定による届出
  - (6) 法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 2 第4条第3項及び第4項に定める隣接市がある場合には、その隣接市についても前項の規定を適用するものとする。

(公告の方法)

第7条 次の各号に掲げる公告は、市掲示板への掲示により実施するものとする。

- (1) 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告

- (2) 法第6条第6項の規定による公告
  - (3) 法第8条第3項又は第6項の規定による公告
  - (4) 法第9条第3項の規定による公告
- 2 公告する内容は、それぞれの規定に基づく届出書等の概要とし、公序良俗等に反するものについては、それに含めないものとする。

(縦覧の場所及び方法)

第8条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、市、県及び第4条第3項及び第4項に定める隣接市がある場合にはその隣接市において、同項に掲げる書類の写しを閲覧させることにより実施する。

2 法第8条第3項又は第6項の規定による縦覧は、市及び隣接市において、同項に掲げる書類の写しを閲覧させることにより実施する。ただし、法第8条第2項の規定により提出された意見書については、住所及び氏名の部分を削除して縦覧に供するものとし、公序良俗等に反するものについては、縦覧に供しないものとする。

3 第1項中、法第8条第8項及び第9条第5項において準用する第5条第3項の規定による縦覧に際しては、届出事項に変更がない場合であって、法に定める添付資料及び指針に定めるその他の事項に変更があったときには、添付資料等についても縦覧に供するものとする。

4 縦覧の場所は、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市 産業観光部商工振興課
- (2) 県 県が指定する場所
- (3) 隣接市 隣接市が指定する場所

(軽微な変更)

第9条 設置者は、法第6条第4項ただし書きにいう経済産業省令で定める軽微な変更にあたる変更をしようとする場合には、その届出前に、別記様式5による軽微変更協議書に必要な添付資料を付して市と協議するものとする。

2 市は、前項の軽微変更協議書を受理したときは、承認の可否を設置者に通知するものとする。

3 第4条第3項及び第4項に定める隣接市がある場合には、隣接市の意見を聴いた上で承認の可否を設置者に通知するものとする。

(説明会)

第10条 設置者は、法第7条第1項に規定する説明会を開催する場合には、事前に説明会の方法、公告の範囲、回数、場所等について市と協議し、別記様式6により市に説明会実

施計画書を提出するものとする。

- 2 第4条第3項及び第4項に定める隣接市がある場合には、その隣接市についても前項の規定を適用するものとする。
- 3 設置者は、説明会配付資料として、届出書添付の「届出概要」及び「指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況」並びに関係図表等を用意し、説明を行うものとする。
- 4 施行規則第12条第3号の規定により、市が適切と認める方法は、次に掲げる方法とする。
  - (1) 市の広報紙に掲載すること。
  - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを折り込むこと。
- 5 設置者は、法第7条第4項の規定により、説明会を開催できない場合には、別記様式7による報告書を市に提出するものとする。
- 6 前項の規定による報告書の提出があった場合には、市は、設置者から事情を聴いた上で、なお施行規則第13条第1項に定める事実の発生が認められないときは、設置者に対し、説明会の開催を指示するものとする。
- 7 施行規則第13条第2項第3号の規定により、市が適切と認める方法は、次に掲げる方法とする。
  - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを折り込むこと。
  - (2) 当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示すること。
- 8 設置者は、説明会終了後2週間以内に、別記様式8による説明会実施状況報告書を作成し、市に提出するものとする。
- 9 第4条第3項及び第4項に定める隣接市がある場合には、その隣接市についても前項の規定を適用するものとする。

(住民等の意見)

第11条 法第8条第2項の規定による意見書は、別記様式9によるものとする。

(市の意見)

第12条 法第8条第4項の規定による意見又は意見を有しない旨の通知は別記様式10によるものとする。

(市の意見に係る変更しない旨の通知)

第13条 法第8条第7項の規定による通知は、別記様式11によるものとする。

(勧告)

第14条 法第9条第1項の規定による勧告は、別記様式12によるものとする。

- 2 法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、別記様式13により通知するものと

する。

(公表)

第15条 法第9条第7項の規定による公表は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料配布
- (2) 市掲示板への掲示
- (3) その他市が必要と認める方法

(承継)

第16条 法第11条第3項の規定による届出をする場合には、次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 法第11条第1項の場合 当該大規模小売店舗の建物の登記簿謄本
- (2) 法第11条第2項の場合
  - ① 個人の設置者の相続の場合 新しい設置者の戸籍抄本
  - ② 法人の設置者の合併又は分割の場合 合併又は分割後の法人の登記簿謄本

2 前項に定める添付資料において、承継の事実が確認できない場合においては、市は、それに代わる添付資料の提出を求めるものとする。

(報告)

第17条 法第14条第1項又は第2項の規定による報告の提出依頼は、別記様式14によるものとする。

- 2 法第14条第1項又は第2項の規定による報告は、別記様式15によるものとし、報告者は必要な資料を添付するものとする。
- 3 前項の場合において、報告を求められた者が、やむを得ない理由により、市が設定した期限までに報告ができない場合には、その理由を記した書面を報告の提出期限までに市あてに提出するものとする。

(県の技術的助言)

第18条 市は、次のいずれかに該当する場合には、県に技術的助言を求めるものとする。

- (1) 法第8条第4項の規定による意見を定めようとするときであって、次のいずれかに該当するとき。

ア 法第5条第1項の規定による届出であって、店舗面積が3,000㎡を超えるとき。

イ 法第6条第2項又は附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出のうち店舗面積を増加させる変更であって、変更後の店舗面積が3,000㎡を超えるとき。

ウ 法第5条第1項、法第6条第2項又は附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出であって、その変更の内容により周辺の地域

の生活環境に与える影響が懸念されるとき。

エ 法第8条第2項の規定による意見の提出があったとき。

オ 法第8条第4項の規定による意見を述べようとするとき。

(2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき。

(3) その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式 1

大規模小売店舗出店計画書

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

次のとおり出店を計画しておりますので、出店計画書を提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 出店計画説明（出店趣旨等）

別記様式 2

大規模小売店舗届出事項変更計画書

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

次のとおり変更（第6条第2項・附則第5条第1項）を計画しておりますので、届出事項変更計画書を提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更計画説明（変更趣旨等）



別記様式 3

年 月 日

産業観光部長 あて

課長

大規模小売店舗立地法に基づく計画書に対する指導事項等について

年 月 日付けで提出された大規模小売店舗の計画書に対する指導事項等について、下記のとおり回答します。

記

大規模小売店舗の 名称及び所在地	
---------------------	--

指導事項等	
-------	--

課 担当

TEL

別記様式 4

年 月 日

足利市産業観光部商工振興課長 あて

栃木県 部 課長

大規模小売店舗立地法に基づく計画書に対する指導事項等について

年 月 日付で提出された大規模小売店舗の計画書に対する指導事項等について、  
下記のとおり回答します。

記

大規模小売店舗の 名称及び所在地	
---------------------	--

所管課室等	指導事項等

別記様式 5

軽微変更協議書

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法（附則）第 条第 項の規定による届出を予定している下記 1 の大規模小売店舗に係る変更については、同法第 6 条第 4 項ただし書きに規定する軽微な変更  
に該当するものと考えられますので承認願いたく協議します。

記

1 大規模小売店舗 の名称及び所在地	
2 軽微な変更 に該当する 変更事項	
3 変更年月日	
4 軽微な変更 に該当する 理由	

別記様式 6

説明会実施計画書

年 月 日

足利市産業観光部商工振興課長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法第7条の規定により、下記のとおり説明会を計画したので、説明会実施計画書を提出します。

記

1 大規模小売店舗 の名称及び所在地	
(1) 予定届出種別	
(2) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会</li> <li>・店舗または店舗敷地内への掲示（内容は別添のとおり）</li> </ul>
(3) 公告方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞折込チラシ（主要地方紙及び全国紙）</li> <li>・その他</li> </ul> <p>※説明会を掲示に代える場合も記入すること</p>
(4) 公告範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗を中心として半径 kmの範囲</li> <li>・理由</li> </ul>
(5) 開催回数及び開 催予定日時	<p style="text-align: center;">回</p> <p>第1回 年 月 日 ( ) 時から 時</p> <p>第2回 年 月 日 ( ) 時から 時</p> <p>第3回 年 月 日 ( ) 時から 時</p>
(6) 開催予定場所	<p>第1回</p> <p>第2回</p> <p>第3回</p>

別記様式 7

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

説 明 会 開 催 不 能 報 告 書

下記 1 の大規模小売店舗に係る出店計画についての説明会については、下記 2 の理由により開催不能であり、下記 3 の方法により周知を図ることとしたので、足利市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第 10 条第 5 項の規定により報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催不能の理由
- 3 周知の方法

別記様式 8

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

説 明 会 実 施 状 況 報 告 書

下記の出店予定店舗に係る出店計画についての説明会の実施状況について、足利市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第10条第8項の規定により、別紙のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 開催日等の公告方法	※公告の範囲を示した図面等を添付すること。
3 実施日時	
4 実施場所	※会場名及びその所在地を記載すること。
5 出席者 (1) 設置者及び出店予定者 (2) 説明会出席者	※参加者数を記入し、名簿を添付すること。
6 説明概要	※説明資料添付のこと。
7 質疑応答の概要	
8 その他	

別記様式 9

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は団体名（法人にあつては代表者氏名）

住 所

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について

年 月 日付けで届出があつた大規模小売店舗の届出内容について、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

なお、この意見書については、縦覧されることを了承します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地		
意見の内容	意見	理由・根拠等
駐車需要の充足等交通に係る事項		
歩行者の通行の利便の確保等		
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮		
防災・防犯対策への協力		
騒音の発生に係る事項		
廃棄物に係る事項等		
街並みづくり等への配慮等		

\* この意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により縦覧に供され、その後は行政資料として閲覧等の対象となります。

また、意見の内容が公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合等は、公告・縦覧に供しないことがあります。

別記様式10

第 号

年 月 日

様

足利市長

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見について

年 月 日付けの下記の大規模小売店舗に関する届出に対する市の意見について、  
大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第8条第4項の規定による意見



別記様式11

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更をしない事項
- 3 変更をしない理由
- 4 法第8条第4項の規定による市の意見に対する回答

別記様式12

第 号

年 月 日

様

足利市長

大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による勧告について

年 月 日付けで届出があった下記の大規模小売店舗の届出に対し、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により次のとおり勧告します。当該勧告を踏まえ、同条第4項の規定により、必要な変更に係る届出を速やかに行ってください。

なお、正当な理由がなく、この勧告に従わなかったときは、同法第9条第7項の規定により、その旨を公表します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 勧告の内容

別記様式13

第 号

年 月 日

様

足利市長

(大規模小売店舗)の新設(変更)届出について

年 月 日付で提出された標記届出については、下記のとおりです。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による勧告

勧告しない。

別記様式14

第 号

年 月 日

様

足利市長

大規模小売店舗立地法に基づく報告依頼について

大規模小売店舗立地法第14条第1項（第2項）の規定により、下記1の大規模小売店舗に関する下記2の事項について、その状況を把握したいので、別紙様式により 年 月 日までに報告してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告依頼事項

別記様式15

年 月 日

足利市長 あて

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法に基づく報告について

年 月 日付けで依頼のあつた標題の件について、大規模小売店舗立地法第14条第1項  
(第2項)の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告の内容